

別表第三（第三十条及び第三十一条関係）

規定	法第三十条	事項	書類
	道路運送法第四条第一項の許可に係る部分	道路運送法第五条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第六条第一項各号に掲げる書類
	道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
	道路運送法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類

別表第四（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
<p>道路運送法第四十三条第二項の許可に係る部分</p> <p>道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第一項の認可に係る部分</p> <p>道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第三項の届出に係る部分</p>	<p>道路運送法第四十三条第二項各号に掲げる事項</p> <p>道路運送法施行規則第二十七條第四項において準用する同令第十四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項</p>	<p>道路運送法施行規則第二十八條各号に掲げる書類</p> <p>道路運送法施行規則第二十七條第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類</p>

法第三十四 条第一項	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号） 第三条第一項の登録に係る部分	貨物利用運送事業法第四条 第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 第四条第二項各号に掲げる書類
法第三十四 条第二項	貨物利用運送事業法第七 条第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則 第十条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則 第十条第二項に規定する書類
法第三十五 条第一項	貨物利用運送事業法第二 十条の許可に係る部分	貨物利用運送事業法第二 十条第一項各号に掲げる事 項	貨物利用運送事業法施行 規則第十九条第一項各号 に掲げる書類

貨物利用運送事業法第二十五條第一項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第二十条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十条第二項に規定する書類
貨物利用運送事業法第二十五條第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第二十一条第二項各号又は第二十二条第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する書類
貨物利用運送事業法第四十六條第二項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十条第二項に規定する書類
貨物利用運送事業法第四十六條第四項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十一条第二項各号又は第四十二条第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十一条第三項又は第四十二条第三項に規定する書類

	<p>法第三十五 条第二項</p>	<p>貨物利用運送事業法第三 十四条第一項において準 用する同法第十一条の届 出に係る部分</p>	<p>掲げる事項</p>	<p>定する書類</p>
<p>法第三十六 条</p>	<p>貨物自動車運送事業法（ 平成元年法律第八十三号 ）第三条の許可に係る部 分</p>	<p>貨物自動車運送事業法第四 条第一項各号及び第二項第 二号に掲げる事項</p>	<p>貨物自動車運送事業法施 行規則（平成二年運輸省 令第二十一号）第三条各 号（第四号を除く。）に 掲げる書類</p>	
<p>貨物自動車運送事業法第 九条第一項の認可に係る 部分</p>	<p>貨物自動車運送事業法施行 規則第五条第一項各号に掲 げる事項</p>	<p>貨物自動車運送事業法施 行規則第五条第二項に規 定する書類</p>		
<p>貨物自動車運送事業法第 九条第三項の届出に係る 部分</p>	<p>貨物自動車運送事業法施行 規則第六条第二項各号又は 第七条第二項各号に掲げる</p>	<p>貨物自動車運送事業法施 行規則第六条第三項又は 第七条第三項に規定する</p>		

事項

書類

様式第一（第三条関係）

集約都市開発事業計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項の規定により、集約都市開発事業計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（注意）

1. 不要の部分は消してください。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

集約都市開発事業計画

1. 集約都市開発事業の名称
2. 集約都市開発事業の目的
3. 集約都市開発事業を施行する区域
  - (1) 位置
  - (2) 面積  $m^2$
4. 申請の対象とする範囲
  - 特定建築物全体
  - 特定建築物全体及び住戸の部分

5. 集約都市開発事業の内容

(1) 特定建築物に関する事項

① 特定建築物の建築面積等

特定建築物 番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

(注意)

1. 「特定建築物番号」の欄には、添付する配置図において特定建築物ごとに付した番号を記入してください。
2. 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

② 特定建築物の整備に関する事項の詳細

別添のとおり

(2) 特定公共施設の種類及び規模

[特定公共施設番号]
[特定公共施設の種類]
[特定公共施設の規模]

(注意)

1. [特定公共施設番号]の欄には、添付する配置図において特定公共施設ごとに付した番号を記入してください。
2. 整備する全ての特定公共施設について特定公共施設ごとに作成してください。
3. [特定公共施設の規模]の欄には、特定公共施設の規模を特定公共施設の種類に応じて適宜記入してください。

6. 集約都市開発事業の施行予定期間

[事業の着手の予定年月日]	年 月 日
[事業の完了の予定年月日]	年 月 日

7. 集約都市開発事業の資金計画

	内訳	金額 (百万円)
支 出	用 地 費 除 却 費 整 地 費 建 築 費 事 務 費 借入金利息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自 己 資 金 借 入 金 (借入先) ○ ○ ○	( )



	計	
--	---	--

#### 8. 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果

--

(注意)

以下の点に留意して記載してください。

- ①当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであることがわかること。
  - ②当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において講じられる緑化その他の都市の低炭素化のための措置の内容がわかること。
- なお、上記内容がわかる図書又は書類の添付をもって記載に代えることができます。

#### 9. 集約都市開発事業計画の認定の申請に係る住戸に関する事項

【1. 特定建築物番号】	
【2. 住戸の番号】	
【3. 住戸の存する階】	階

(注意)

1. この欄は、特定建築物の住戸の部分について集約都市開発事業計画の認定の申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. この欄は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

様式第二（第五条関係）

集約都市開発事業計画認定通知書

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

殿

市町村長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項の規定により申請のあった集約都市開発事業計画について、同法第10条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る集約都市開発事業の名称

(※) は法第10条第5項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により市町村長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三（第七条関係）

集約都市開発事業計画変更認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第1項の規定により、集約都市開発事業計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 集約都市開発事業計画の認定番号  
第 号
2. 集約都市開発事業計画の認定年月日  
年 月 日
3. 認定に係る集約都市開発事業の名称
4. 申請の対象とする範囲  
 特定建築物全体  
 特定建築物全体及び住戸の部分
5. 変更の概要

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 特定建築物の住戸の部分について申請を行った場合には、3欄は、認定に係る住戸の番号を併せて記載してください。
4. 4欄で「特定建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合であって複数の住戸に係る申請を行う場合には、5欄は、申請に係る特定建築物全体及び住戸の部分ごとの変更の概要を記載してください。

様式第四（第八条関係）

集約都市開発事業計画変更認定通知書

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

殿

市町村長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第1項の規定により申請のあった集約都市開発事業計画の変更について、同条第2項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の集約都市開発事業計画の認定番号
4. 認定に係る集約都市開発事業の名称

(※) は法第11条第2項において準用する法第10条第5項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により市町村長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名  
印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
  - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【4. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【5. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 (一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 W/m <sup>2</sup> ・K 冷房期の平均日射熱取得率 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 MJ/m <sup>2</sup> ・年
【13. 確認の特例】	法第54条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】	

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
  - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
  - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
  - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
  - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
  - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m <sup>2</sup>
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
外皮平均熱貫流率	W/m <sup>2</sup> ・K
冷房期の平均日射熱取得率	

(注意)

1. この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意4のとおりとします。
4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。



(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 申請の対象とする範囲  
 建築物全体  
 住戸の部分のみ  
 建築物全体及び住戸の部分
5. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り）を記載してくだ

さい。

4. 4 欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

(※) は法第55条第2項において準用する法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。